

「週休2日」試行工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久根市が執行する建設工事等において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本要領で使用する用語の定義はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 週休2日工事

週休2日(現場閉所型)工事及び週休2日(交替制)工事の総称をいう。

なお、港湾・漁港工事及び営繕工事は、週休2日(現場閉所型)工事のみ適用する。

(2) 週休2日(現場閉所型)工事

1) 週休2日

(ア) 完全週休2日(週単位の週休2日)

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

(イ) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(ウ) 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

「週休2日」試行工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久根市が執行する建設工事等において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本要領で使用する用語の定義はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 週休2日工事

週休2日(現場閉所型)工事及び週休2日(交替制)工事の総称をいう。

なお、港湾・漁港工事及び営繕工事は、週休2日(現場閉所型)工事のみ適用する。

(2) 週休2日(現場閉所型)工事

1) 週休2日

(ア) 完全週休2日(週単位の週休2日)

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

(イ) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(ウ) 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

新

- (ア) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- (イ) 工場製作のみを実施している期間
- (ウ) 工事の全部を一時中止している期間
- (エ) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日(交替制) 工事

1) 週休2日

(ア) 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「平均休日率」という。)が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(ウ) 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

- (ア) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- (イ) 工場製作のみを実施している期間
- (ウ) 工事の全体を一時中止している期間
- (エ) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での専務作業を含む)を24時間通して行っていない状態をいう。

4) 休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

5) 平均休日率

旧

- (ア) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- (イ) 工場製作のみを実施している期間
- (ウ) 工事の全部を一時中止している期間
- (エ) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日(交替制) 工事

1) 週休2日

(ア) 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「平均休日率」という。)が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(ウ) 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

- (ア) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- (イ) 工場製作のみを実施している期間
- (ウ) 工事の全体を一時中止している期間
- (エ) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での専務作業を含む)を24時間通して行っていない状態をいう。

4) 休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

5) 平均休日率

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象工事)

第4条 対象工事は、阿久根市が所管する事業の全ての工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

(発注形式)

第5条 対象工事については、全て受注者希望方式とする。

2 発注者は、特記仕様書又は現場説明書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(実施手続)

第6条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項から第5項までの規定は適用しない。なお、一般土木事業については、第4項の規定は適用しない。

2 受注者は、施工計画書に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表（一般土木）【完全週休2日】（別紙1参照）」又は、「休日取得計画実績表（一般土木）【月単位・通期】（別紙2参照）」、「休日取得計画実績表（港湾・漁港）（別紙3参照）」を添付すること。

週休2日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図1参照）

4 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

5 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を完成図書に含めて発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 一般土木事業及び港湾・漁港事業及び営繕事業について、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所の達成状況に応じて、補正係数を各経費に乗じた上で変更を行うものとする。

また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

[一般土木事業]

週休2日の取得に要する費用の計上はしないものとする。

—週休2日（現場閉所型）工事

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象工事)

第4条 対象工事は、阿久根市が所管する事業の全ての工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

(発注形式)

第5条 対象工事については、全て受注者希望方式とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(実施手続)

第6条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項から第5項までの規定は適用しない。

2 受注者は、施工計画書に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表【完全週休2日】（別紙1参照）」又は、「休日取得計画実績表【月単位・通期】（別紙2参照）」を添付すること。

週休2日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図1参照）

4 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

5 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 一般土木事業及び港湾・漁港事業について、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所の達成状況に応じて、補正係数を各経費に乗じた上で変更を行うものとする。

また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

[一般土木事業]

週休2日（現場閉所型）工事

完全週休2日

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.03

新

完全週休2日

~~【労務費】 1.02~~

~~【共通仮設費率】 1.02 【現場管理費率】 1.03~~

~~月単位の週休2日（4週8休以上）~~

~~【労務費】 1.02~~

~~【共通仮設費率】 1.01 【現場管理費率】 1.02~~

~~週休2日（交替制）工事~~

完全週休2日

~~【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.03~~

~~月単位の週休2日（4週8休以上）~~

~~【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.02~~

[港湾・漁港事業]

通期の週休2日適用工事（4週8休以上）

~~【労務費】 1.02~~

【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03

・ 臨港道路、橋梁に関する工事は、[一般土木事業] を適用する

[営繕事業]

完全週休2日の週休2日適用工事

【労務費】 1.02 【現場管理費】 1.01

月単位の週休2日適用工事

【労務費】 1.02

（工事成績評定の取り扱い）

第8条 対象期間において、現場閉所による4週8休（月単位の週休2日）以上の取組を達成している場合、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

（留意事項）

第9条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

（1）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するよう指示等は行わない。

（2）発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

（3）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。

（4）資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。

（5）受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。

（6）発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

旧

月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.01 【現場管理費率】 1.02

週休2日（交替制）工事

完全週休2日

【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.03

月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.02

[港湾・漁港事業]

通期の週休2日適用工事（4週8休以上）

【労務費】 1.02

【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03

・ 臨港道路、橋梁に関する工事は、[一般土木事業] を適用する

[営繕事業]

完全週休2日の週休2日適用工事

【労務費】 1.02 【現場管理費】 1.01

月単位の週休2日適用工事

【労務費】 1.02

（工事成績評定の取り扱い）

第8条 対象期間において、現場閉所による4週8休（月単位の週休2日）以上の取組を達成している場合、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

（留意事項）

第9条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

（1）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するよう指示等は行わない。

（2）発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

（3）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。

（4）資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。

（5）受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。

（6）発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附 則

この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告から施行する。

この要領は、令和6年10月1日以降の入札公告から施行する。

新

附 則

この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告から施行する。

この要領は、令和6年10月1日以降の入札公告から施行する。

この要領は、単価適用日が令和7年8月1日以降の工事から施行する。

この要領は、単価適用日が令和8年4月1日以降の工事から施行する。

この要領は、単価適用日が令和8年8月1日以降の工事から施行する。

旧

この要領は、単価適用日が令和7年8月1日以降の工事から施行する。

この要領は、単価適用日が令和8年4月1日以降の工事から施行する。

新

「週休２日」試行工事フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	特記仕様書 又は 現場説明書	—	対象工事の記載
契約後	取組の 意思表示	施工計画提出前に 実施の意向を 工事打合簿により協議し、 実施の有無を決定	受理
		施工計画書に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を添付	受理
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休２日」試行工事である旨を 明示	確認
	現場閉所の 確認 (港湾・ 漁港事業、 営繕事業)	月１回程度を目安とし、現場閉所 を確認できる資料等について 受注者に提示し、現場閉所の 状況の確認を受ける。	確認 実施の結果、現場閉所の達成状況 に応じて、各経費を補正
	実施報告—	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出	実施の結果、現場閉所の達成状況 に応じて、各経費を補正
完成時	実施報告	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出	現場閉所を確認できる資料等 により取得実績を確認

旧

「週休２日」試行工事フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	特記仕様書	—	対象工事の記載
契約後	取組の 意思表示	施工計画提出前に 実施の意向を 工事打合簿により協議し、 実施の有無を決定	受理
		施工計画書に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を添付	受理
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休２日」試行工事である旨を 明示	確認
	現場閉所の 確認	月１回程度を目安とし、現場閉所 を確認できる資料等について 受注者に提示し、現場閉所の 状況の確認を受ける。	確認
	実施報告	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出	実施の結果、現場閉所の達成状況 に応じて、各経費を補正
完成時	実施報告	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出	現場閉所を確認できる資料等 により取得実績を確認